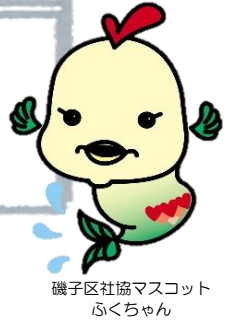


令和2年度 いそごサロン事業助成金

身近な場所で気軽に集える場をつくり、生きがいづくりや仲間づくり等をすすめる事業（活動）を応援する助成金です。



1 助成対象

令和2年4月1日～令和3年3月31日までの期間に、磯子区民5名以上が集まり開催する茶話会等のサロン事業について費用の一部を助成します。

2 助成金額

実施回数に応じ、下記金額を上限として助成します。

		年間の実施回数		
		10～23回	24～41回	42回以上
磯子区民の参加者数	5～9名	10,000 円	20,000 円	30,000 円
	10名以上	20,000 円	30,000 円	40,000 円

3 助成条件

- 年齢、性別を問わず誰でも参加可能な事業であること。
(地域に開かれた活動であることが分かる資料(チラシ等)の提出をお願いします。)
- 参加者に磯子区民が5名以上含まれている任意の団体の事業であること。
- 自治会町内会、区役所、地域ケアプラザへの情報提供に応じられること。
- 区社協からの協力要請(訪問調査等)に応じられること。
- 市、区、市社協、区社協、その他同様の組織からの委託・補助・助成事業でないこと。
※法人や同一家族だけで構成される団体は対象外です。
※参加者が50%以上重複する場合、同一人物が複数団体の代表者または担当者を兼務する場合は同一団体とみなします。
※事業終了時に条件を満たしていない場合は返還していただくことがあります。

4 申込方法

⚠️ 事前説明会に出席した団体のみ申込みができます ⚠️

※新規立ち上げ事業団体に関してはこの限りではありません。

事前説明会日程 ※予約不要、2回とも同内容

日時：令和2年3月18日(水)

●第1回 10:00～11:30 ●第2回 18:00～19:30

会場：こすもす広場(磯子区福祉保健活動拠点)4階多目的研修室

5 申込期間

受付時間は 9:00~16:30 (土日祝日を除く) ※先着順ではありません

- ・既存事業

令和2年 5月14日(木)・5月15日(金)

- ・新規立上げ事業(令和2年度中に開始する事業)

令和2年 5月14日(木)~11月30日(月)

6 Q&A

●磯子区民5名で集まっていますが、参加者が増えた場合は申し込み直すのでしょうか。

⇒事業を進めるなかで参加者の増減があっても申し込み直す必要はありません。事業終了時に参加数の条件を満たしていない場合は返還していただくことがあります。

●申込期間が5月からですが、4月に実施する事業は回数に含まれますか。

⇒含まれます。令和2年4月1日~令和3年3月31日までの期間に実施するものをすべて回数に含んで申し込みをしてください。

●申請すれば必ず助成が受けられますか。

⇒助成は審査を行い決めます。また予算には上限があるため、助成決定数によっては減額配分になる場合もございます。ご了承ください。

●助成金の対象にならない経費はありますか。

⇒酒類に関する費用です。

●申し込みにあたり自主財源は必要ですか。

⇒必要です。金額は問いませんが参加料収入など自主財源の確保をお願いします。

●区社協職員からの協力要請に応じられることとはどのような内容ですか。

⇒事業に関する調査や要望・課題・意見などを区社協に寄せていただきます。

●前年度からの繰越金があっても申し込みできますか。

⇒申込書の繰越金が収入合計の25%(小数点第一位を切り上げ)を超えるものは申し込みできません。

前年度繰越金の割合の計算式

$(\text{前年度繰越金}) \div (\text{収入合計}) \times 100 = \text{前年度繰越金の割合} (25\% \text{以内であること})$

7 申込・問い合わせ先

社会福祉法人 横浜市磯子区社会福祉協議会

磯子区磯子3-1-41 磯子センター5階

TEL 751-0739 FAX 751-8608

(月曜日~金曜日※祝日除く 9:00~17:00)

